

第5回 町議会定例会

報告含む議案21件を議決



**一般会計補正予算
約3億円の増額に**

第5回町議会定例会が9月4日(水)から18日(水)までの15日間で開催され、令和5年度各会計歳入歳出決算の認定や各会計の補正予算など議案21件が議決されました。

**一般会計を含む
10会計決算を認定**

今回の定例会では、前年度の各会計の決算が審議され、全ての会計で決算認定されました。決算の詳細については広報かがみいし11月号でお知らせします。

一般会計と7つの特別会計の補正予算が議決され、一般会計は3億1528万4千円が増額されました。これにより、一般会計の歳入歳出予算の総額は69億5595万6千円となりました。

一般会計の主な補正の内容は、こども医療費助成事業として1124万8千円の増額、新型コロナウイルスの定期接種予防接種の委託料とし

て2877万6千円の増額、墓地整備事業として979万8千円の増額、町道街路灯の更新や町道の舗装の修繕として公共施設等適正管理推進事業に4850万円の増額などです。

**教育長、教育委員、
監査委員を選任**

教育長、教育委員、監査委員を任命、選任する4件の議案が議決されました。

教育長には渡部修一さんが再任され、任期は10月1日から3年間で、教育委員は関根さなえさん、鈴木健生さんが再任され、任期は10月1日から4年間で、

また、監査委員として根本次男さんの任期が満了となることから、滝田賢治さんが新たに選任されました。任期は10月1日から4年間で、



滝田 賢治さん

町長説明要旨

今年度の主な主要事業の執行状況ですが、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備については、矢吹町、玉川村と連名により福島河川国道事務所長へ要望を行ったところです。

また、住宅移転については、対象者がスムーズに移転できるような国とともに引き続き寄り添った支援に努めていきます。

道路の築造工事では、健康福祉センター北側から老入福祉センター東側を通る

東町鳥見山公園線の工事を進めています。

健康まちづくり事業では県立医科大学連携事業の一環として、65歳以上の高齢者の方を対象とした体力測定会を実施しました。

緊急浸水推進事業では、笠石原町地内のサカサ池浚渫工事について、池の落水を行い、浚渫に向けて現地での工事着手の準備を進めています。

収納率向上対策事業については、徴収の強化や社会情勢の変化に対応するため納税環境整備の方策が効果をあげています。

令和5年度各会計決算状況

会計区分		単位：千円	
		歳入	歳出
一	般 会 計	7,595,648	7,402,000
	国民健康保険特別会計	1,294,039	1,285,213
	後期高齢者医療特別会計	134,315	133,889
	介護保険特別会計	1,252,784	1,238,702
	土地取得事業特別会計	102	0
	工業団地事業特別会計	45,745	44,356
	鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計	248,006	246,037
	育英資金貸付費特別会計	3,285	3,252
小 計		10,573,924	10,353,449
上 水 道 業 会 計	収益的	295,221	460,828
	資本的	82,999	188,426
	計	378,220	649,254
下 水 道 業 会 計	収益的	432,853	393,948
	資本的	291,174	399,524
	計	724,027	793,472
合 計		11,676,171	11,796,175

児童手当制度の拡充について

令和6年12月支給(令和6年10月分)より児童手当の制度が一部変更となります。

●児童手当法の改正内容

主な改正内容は以下のとおりです。

- ・支給対象者の年齢を **中学生(15歳到達後の最初の年度末まで)から高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)**に延長
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の手当額(多子加算)を月15,000円から月30,000円に増額
- ・第3子以降の算定に含める対象の年齢を **18歳到達後の最初の年度末までから22歳到達後の最初の年度末まで**に延長
- ・支給回数を年3回から年6回に変更

●申請について

- ※申請が必要な方には、町福祉こども課から10月上旬頃にご案内します。
- ・現在受給していない方で、以下の①・②に該当する方は「認定請求書」の提出が必要です。
- ・現在受給している方で、③・④・⑤・⑥に該当する方は増額の申請は不要です。
- ※④の方で高校生年代が別居等を理由に支給要件者として登録されていない方は申請が必要です。
- ※現在の受給状況に関わらず、⑦に該当する方は、大学生年代の子どもについて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
- ・①～⑦のいずれにも該当しない方は、制度改正に伴う手当額の変更はありません。
 - ①所得制限により、支給対象外となっている方
 - ②中学生以下の子どもがおらず、高校生年代の子どもを養育している方
 - ③所得制限により、特例給付を受けている方
 - ④高校生年代と中学生以下の子どもを養育している方
 - ⑤第3子加算を受けている方(旧制度で第3子が3歳以上小学生の方)
 - ⑥新たに第3子加算を受けられる方(旧制度で第3子が中学生または高校生年代の方)
 - ⑦大学生年代の子どもを養育しており、かつ大学生年代の養育する子どもと高校生年代以下の子どもが合計3名以上いる方(新制度で第3子加算を受けられるようになる方)
- ※高校生年代とは…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの方
- ※大学生年代とは…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの方

●申請期間について

- ・申請期間は、**令和6年10月末まで**です。
- ※申請期間後でも、令和7年3月31日(月)までに申請いただければ令和6年10月分から遡って受給することができます。(拡充分の児童手当は遅れて支給されます。)
- ※令和7年4月1日以降に提出された場合は、申請の翌月分から該当となり、遡って受給することができませんのでご注意ください。

	令和6年9月分まで (旧制度)	令和6年10月分から
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円 第3子以降15,000円 ※18歳年度末までの 子どもから第1子と数 えて計算	10,000円 第3子以降30,000円 ※監護相当及び生計費の 負担を行っている22歳 年度末までの子どもから 第1子と数えて計算
中学生	10,000円	10,000円
高校生	なし	10,000円
所得制限	所得制限限度額以上で特例給付 (月額5,000円)、 所得上限限度額以上で支給なし	なし
第3子以降の 算定対象	18歳到達後の最初の年度末 (高校卒業程度まで)	22歳到達後の年度末まで
支給月	2・6・10月(年3回)	2・4・6・8・10・12月(年6回)

公務員等でお勤めの方は、町から支給できません。詳しくは、職場までお問い合わせください。



●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210